

神奈川県立ビジターセンター

令和3年度事業計画書



公益財団法人 神奈川県公園協会

目 次

1	指定管理業務実施に当たっての考え方、運営方針等	・・・	1
2	施設の維持管理	・・・	2
3	利用促進のための取組、利用者への対応	・・・	3
4	事故防止等安全管理	・・・	9
5	地域と連携した魅力ある施設づくり	・・・	12
6	節減努力等	・・・	14
7	人的な能力、執行体制	・・・	14
	【令和3年度人員配置計画】	・・・	14
8	財政的な能力	・・・	16
9	コンプライアンス、社会貢献	・・・	16
10	事故・不祥事への対応、個人情報保護	・・・	20

添付資料

令和3年度収支計画書

委託予定業務一覧表

1 指定管理業務実施に当たっての考え方、運営方針等

(1) 指定管理者としての基本姿勢及び委託の考え方

ア 指定管理業務全般を通じての総合的な運営方針、考え方

■ 2つのVCの総合的な運営方針

2つのVCの設置目的と機能を踏まえ、総合的な運営方針を「丹沢の自然と人をつなぐ架け橋 ビジターセンター」とし、次の5つの視点をもって両VCを運営します。

- 施設の中心機能である「①学習の場の提供」と「②適正で安全な利用のための情報発信」を図ります。
- 「③地域協働」により丹沢の活性化を図るとともに、「④丹沢大山自然再生事業」へ参画します。
- 快適な学びの場に相応しい「⑤維持管理」を行います。

■ より高い公益性の発揮

これまで業務を通じて培ってきた経験と、地域・関係団体とのネットワークや信頼関係を活用するとともに、社会環境の変化に的確に対応し、県の重要施策も念頭に置き、地域社会の発展に寄与します。

■ 効率的・効果的かつ持続可能な管理運営

公の施設として常にコスト意識を持ち効率的・効果的な管理運営に努めるとともに、施設や人材を貴重な資源ととらえ、将来にわたり持続可能な運営を目指します。

- 丹沢山麓の両VCが有する資源、ノウハウを活かした一体的管理運営
- これまでの信頼関係に基づいたボランティア団体や地域との連携力の活用
- 高い専門性を有する職員、地域に精通した職員などの効果的な配置

イ 業務の一部を委託する場合の考え方

維持管理を行うにあたっては、施設の設置目的と機能を理解し、施設や設備の特性と、その利用状況を熟知した上で適切な維持管理を行う必要があります。丹沢地域のVCの役割を熟知した当協会の職員が業務を遂行することを基本とし、法律などで定められた点検業務、専門技術や資格、機械機器類を要する業務、危険性を伴う業務については外部に委託します。なお、委託にあたっては原則県内企業へ発注します。

2 施設の維持管理

(1) 施設の特徴を踏まえた維持管理

【令和3年度実施予定】

	秦野 VC	西丹沢 VC
施設及び設備の清掃業務及び保守点検業務	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の清掃と年2回の定期清掃を実施。(窓：委託年1回。事務室床：職員対応年1回以上)。 ・開館前・閉館後に展示室内の点検を実施。軽微な破損は直営で迅速に対応。 ・エアコンフロン点検を委託により実施。(1回/3年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日清掃を実施。 ・開館前・閉館後に展示室内の点検を実施。軽微な破損は直営で迅速に対応。 ・電気設備の毎月の点検と早急な対応。 ・職員による漏電ブレーカーの簡易点検を毎月実施。 ・水道水消毒用塩素液補充を月1回実施 ・残留塩素濃度測定を月2回実施 ・業務基準で定められた浄化槽点検・清掃の委託による実施 ・給水ポンプの異常確認を適宜職員が実施。異常時は専門業者へ相談し対応。 ・沢水を汲み置きによるトイレ断水対策。 ・消火器の半年に1回の外形確認を実施。誘導灯・誘導標識は開館前・閉館後に点検。 ・冬期は入口・駐車場の除雪及び融雪剤散布。
植栽管理	—	・VC周囲の植栽は職員が適宜刈り込み等を実施。
備品・収蔵物等の管理		
受付業務	<ul style="list-style-type: none"> ・おもてなしの心を持ち笑顔で応対。 ・職員の手話講習会の受講や翻訳機の常備等、全ての人に配慮した受付対応。 ・最新情報の共有、資料の適切な位置での配架等による素早い情報提供。 	
保安警備業務	<ul style="list-style-type: none"> ・開館中は職員が適宜巡視するとともに、公園の防犯カメラで監視を実施。 ・閉館時は夜間機械警備を委託し、秦野戸川公園と連携して保安警備。 ・異常時は県へ速やかに連絡し、必要に応じ、警察・消防へ連絡。 ・展示物の盗難防止。 ・閉館前の点検にあわせ、館内に利用者が残っていないか確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時は職員が巡視を実施。 ・閉館時は出入口や窓のシャッターの戸締りを徹底。 ・異常時は県へ速やかに連絡し、必要に応じ、警察・消防へ連絡。 ・展示物の盗難防止。 ・閉館前の点検にあわせ、館内に利用者が残っていないか確認。

3 利用促進のための取組、利用者への対応

(1) 施設の利用促進のための企画・取組

ア より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等

単なる利用者増を企図した利用促進だけでなく、来訪者が学び、行動に結びつくプログラムや展示、自然公園の安全な利用や適正な利用マナー向上を促進するための事業を実施します。

※各プログラム等は新型コロナウイルス感染症の拡大状況により中止となる場合があります。

■各V Cの特性を踏まえた重要事業

秦野VC

[Redacted]

西丹沢VC

[Redacted]

【令和3年度実施予定】

秦野VC	西丹沢VC
・周辺散策用セルフガイドシートの充実	・ファミリーキッズ自然体験「ぼくのなつやすみ in にしたん」 ・各種登山教室

■具体的な利用プログラムと展示の実施内容

○利用プログラムの実施内容

[Redacted]

- ・秦野VC 利用プログラム（屋内：月2回以上 屋外：月2回以上実施）
- ・西丹沢VC 利用プログラム（屋内：月1回以上 屋外：月1回以上実施）

【令和3年度実施予定】

	秦野VC	西丹沢VC
利用プログラム（屋内）	・丹沢トーク	・西丹トーク ・出発前レクチャー
利用プログラム（屋外）	・登山道トーク ・出張丹沢トーク ・公募型の行事 ・園内トーク	・ミニ体験プログラム ・公募型の行事

○展示の実施内容（常設展・企画展）

[Redacted]

フォトコンテストを通じた広報	・「花とみどりのフォトコンテスト」開催
----------------	---------------------

ウ サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等
 利用者のV Cに対するニーズやより高品質なサービスを提供するための意見を的確に把握し、評価・分析のうえ、運営を改善していきます。

■利用者ニーズや意見の把握方法

【令和3年度実施予定】

把握手法	対象、実施方法など
日常の利用者との対話	通常の業務の中で把握
利用者満足度調査（詳細）	来館者へ対面式などで実施するアンケート調査（年2回）
利用者満足度調査（簡易）	来館者へ展示室内に常時調査票を設置して実施する簡易なもの
イベント参加者アンケート	イベントなどの参加者への満足度などアンケート調査

■苦情処理やトラブル発生時の対応と事前の体制整備

・苦情・トラブル発生時の初期対応

利用者から寄せられる日常的な苦情・要望等は、経験豊富な職員を配置することで、迅速に対処するとともに、その原因を究明し、改善策を講じて管理運営にフィードバックします。

・事前の体制整備

苦情対応の事例を「接遇マニュアル」に記載し、研修で題材として用いる等、実態に即した対応ができるよう工夫します。

エ 神奈川県手話言語条例や外国人への対応等

■手話言語条例への対応

【令和3年度実施予定】

物理的環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・秦野V Cでの車いすの貸出
意思疎通の配慮	

■外国人への対応

【令和3年度実施予定】

受付・案内における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易な英語対応は職員が窓口で対応 ・丹沢を紹介する英語版リーフレットの配架
展示・掲示物等における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・英語の注意喚起の表示による遭難防止の呼びかけ ・館内看板や展示物に明記されている山名等の英語表記

■その他の配慮事項

・高齢者や子育て世代への配慮事項

高齢者に配慮し、老眼鏡やルーペ等の設置を行うほか、子供コーナーを親やスタッフの目の届きやすい位置に設置し、親同士の交流の場としても活用されるよう、子育て世代が親しみをもって安全に利用できる環境を整備します。

オ 施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

VC利用者の利便性を高め、快適な野外活動を支援するため、物品販売や団体への講師派遣などを自主事業として実施します。

【令和3年度実施予定】

登山や自然観察関連の物品販売(両VC)

設置場所	秦野VC、西丹沢VC		
販売品目	<ul style="list-style-type: none"> ・登山用品 ・書籍類 ・自然観察道具 		
販売場所	受付カウンター	料金	

講師派遣

開催場所	施設(学校など)、野外自然体験についてはVC周辺など		
内容	屋内での講義や野外での自然観察会など		

公募型イベント

開催場所	VC周辺や丹沢山地など		
内容	丹沢の自然を伝える自然教室、登山教室など		

(2) 一体運営により可能となる利用促進のための企画・取組

ア 一体運営により展開する、利用促進のための企画・取組

【令和3年度実施予定】

2 V C 合同で実施する普及・利用者対応	<ul style="list-style-type: none"> ・登山記録証の配布 ・共催による企画展「丹沢の生きもの」(仮称)、巡回展の実施
<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px;"></div>	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px;"></div>
広報・P R	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの統合管理 ・Facebook の相互シェア ・ツイッターの相互フォローやリツイート ・パンフレットの配架
ヒト・コト・モノの共有	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px;"></div>

イ 利用の促進を図っていくため、指定期間中の年度の目標施設利用者数と設定の考え方

指定期間中の年度の目標施設利用者数

項目	令和3年度目標
秦野V C 利用者数	125,100 人
西丹沢V C 利用者数	101,450 人

防災訓練などにおける A E D 取扱い訓練の実施	・防災訓練の中で、避難訓練、消火訓練、A E D 取扱い訓練などを実施
地域と連携した災害対応	・秦野 V C 開館中に災害が発生し、帰宅困難者が生じた際は秦野戸川公園と連携しつつ、県と協議しながらその対策を講じる。 ・西丹沢 V C では、避難場所開設状況や県道 7 6 号線の状況把握等を山北町の総務防災課等と連絡を密にし、帰宅困難者の対応にあたる。
非常時優先業務の実施体制の確保	・当協会では、事業継続計画書 (BCP) を策定し、法人としての事業継続を図る。

イ 事故不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針

■事故防止に向けたマニュアル、職員の配置及び研修

- ・「情報収集における安全対策について」などに従い、利用者及び職員の安全確保に努めます。
- ・上級救命講習や日本赤十字社救急養成講習を受講した職員が常に 1 人以上勤務します。
- ・当協会管理施設の所属長による「事故・不祥事防止会議」において、施設間での安全意識の統一と向上を図ります。
- ・個人情報保護については、新規職員研修にて職員への周知を図ります。

■事故・不祥事等が発生した場合の対応

○山岳遭難が発生した場合

V C に事故の第一報が届いた場合は、場所や容態などを聞いたうえで警察への通報を促します。救助や捜索の際には、V C を警察・消防の待機場所として使用できるようにします。

○施設等で事故が発生した場合

施設内及び野外でのプログラム中で事故が発生した場合には、利用者などの安全確保を第一優先し、館長を危機管理責任者と定め、下記の「事故等発生時初動対応」に従って、初動対応にあたり、必要に応じて関係機関に連絡し、協力を要請します。

○不祥事等が発生した場合

事故・不祥事等が発生した場合は「事故・不祥事等に関する報告書」により、速やかに自然環境保全センターに報告します。

【緊急時連絡体制】



ウ 急病人等が生じた場合の対応

■施設内及び周辺で急病人等が生じた場合の対応手順

急病人などが発生した場合は、職員が状況を把握した上で、病院や消防に連絡します。また、必要に応じて心肺蘇生やAEDの使用などの応急措置を施します。

■救命に関する知識・技術がある職員の配置

定期的に救命に関わる講習会などを受講し、全職員が冷静に急病人に対応できるよう、定期的な教育・訓練を行ってスキルアップを図ります。

- ・上級救命講習相当以上の受講者などを配置
- ・防災訓練などにおけるAED取扱い訓練を実施（再掲）

エ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応

■施設での対応

- ・消毒、換気を徹底します。
- ・マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保、咳エチケット、体調不良者の入館自粛等呼びかけます。
- ・3密回避対策をします。
- ・飛沫の飛散防止対策をします。

■イベント等での対応

- ・拡大状況に応じて、中止や参加人数の制限の対応をします。
- ・マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保、咳エチケット、体調不良者の参加自粛等呼びかけます。
- ・参加者の連絡先を把握します。

5 地域と連携した魅力ある施設づくり

(1) 地域と連携した魅力ある施設づくり

ア 地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容

■地域人材の活用

地域に精通している地域在住者を積極的に登用し、利用者サービス向上と地域の方がいきいきと活躍する場づくりを両立します。

■地域との連携体制の構築

- ・地域住民やボランティア、地元自治体、企業などと積極的に連携することで、効果的・効率的に情報やサービスを提供するとともに、地域活動の場の提供、地域の活性化に貢献します。
- ・特に秦野市は丹沢登山、山北町は森林セラピー等、地域が観光振興として推進する取組に協力・連携し、地域全体の活性化にも貢献します。

○利用促進にかかる連携

【令和3年度実施予定】

地域活性に貢献する連携	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>
自然情報／登山道情報収集にかかる取組	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>

○広報・PRにかかる連携

- ・ [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]

○事故防止等安全管理にかかる連携

【令和3年度実施予定】

安全登山にかかる取組	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>
大規模災害発生時の連携	<p>[Redacted]</p>

6 節減努力等

収支計画表参照

7 人的な能力、執行体制

(1) 人的な能力、執行体制

ア指定期間を通じて2施設を一体的かつ効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

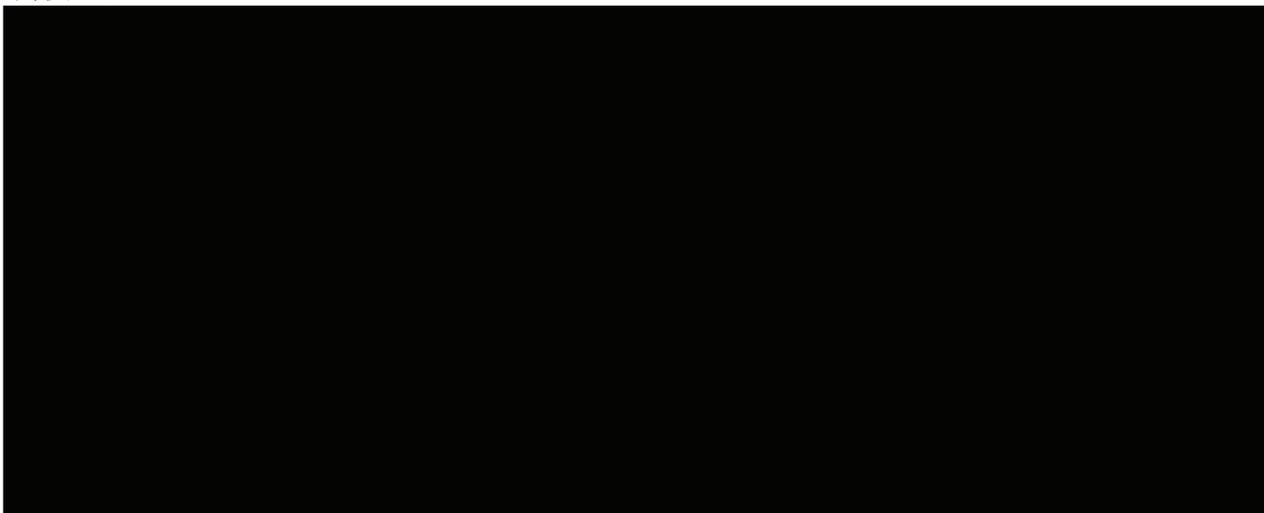
■ VC職員配置と役割及び経歴など

【令和3年度人員配置計画】

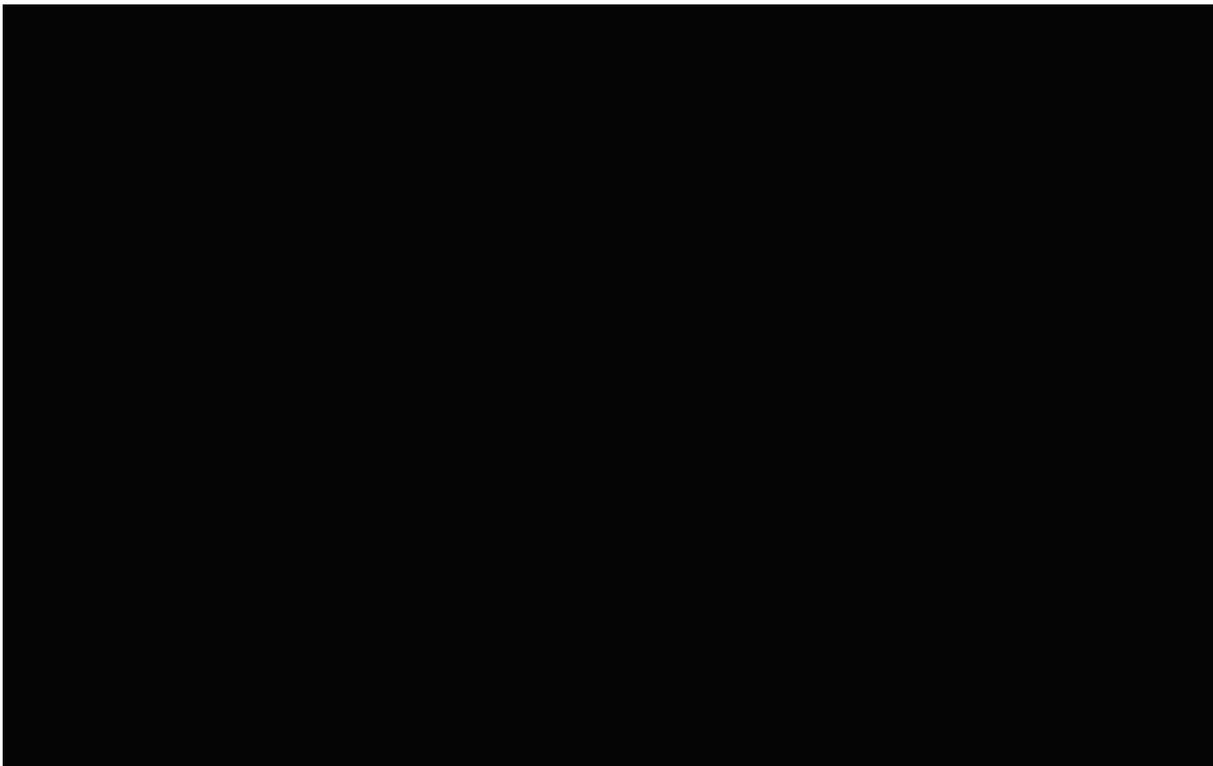
秦野 VC



西丹沢 VC



■ V C 組織図及び連絡体制



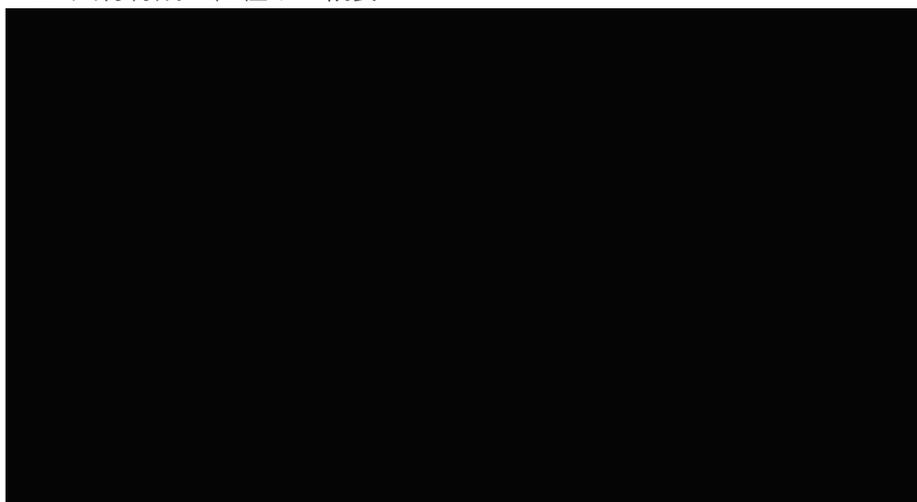
イ 業務の一部を委託する場合の管理・指導體制

委託業務は、法律などで定められた点検業務、専門技術や資格、機械機器類を必要とする業務、危険性を伴う業務について外部に委託します。また、委託先については、地元企業の参入を促します。

委託業務の実施にあたっては、関係する規程やマニュアルに基づき、業務の進捗に沿って指導監督を行います。

ウ 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用

■ 人材育成の仕組みの概要



8 財政的な能力

支出計画書参照

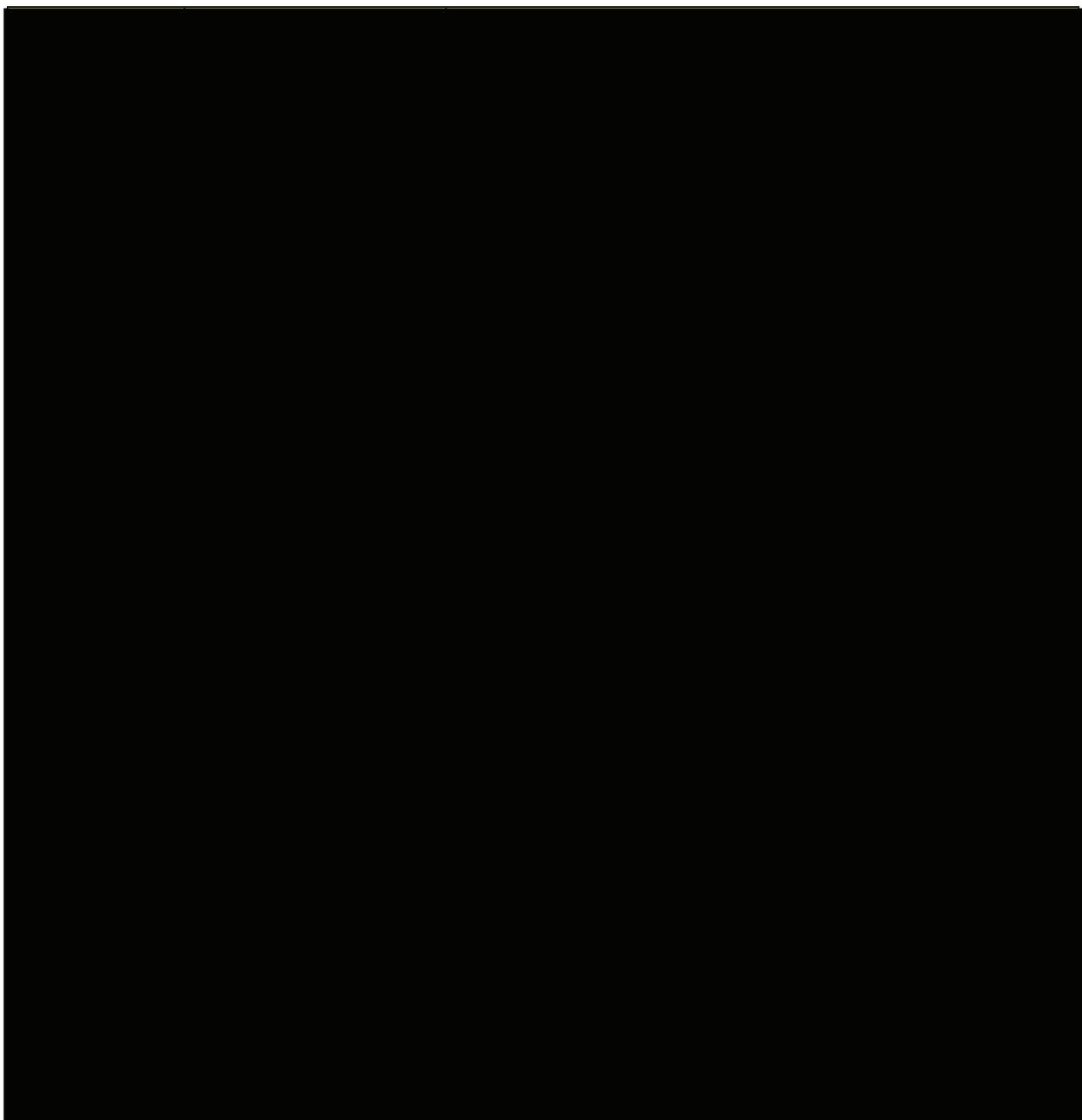
9 コンプライアンス、社会貢献

(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体の企業倫理・諸規定の整備、施設整備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況

当協会は、公益財団法人として社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、役職員に法令及び諸規定の遵守を徹底し、説明責任を果たせる事業実施に取り組んでいます。

それを確保するため、理事、監事及び評議員による執行状況の監督はもとより、コンプライアンス委員会や内部通報制度による厳重なチェック体制を設けるなど、役職員一人ひとりのコンプライアンス意識を高める体制・仕組を整備しています。

■ 当協会の主な諸規程



■ 法令遵守の徹底に向けた取組状況

[Redacted]

■ 指定管理業務を行う上で必要な取組

指定管理業務を行う上で、以下の事項について適正に実施します。

- ・労働条件審査の受検
- ・反社会的勢力の排除
- ・守秘義務
- ・文書の管理・保存
- ・情報公開
- ・各種報告書等の提出・公開
- ・管理口座・区分経理
- ・保険の付保

(2) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

V Cの管理運営にあたっては、温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の削減に向け、環境負荷軽減に取り組みます。

[Redacted]

【令和3年度実施予定】

- ・ [Redacted]
- [Redacted]

(3) 法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績

■ 障がい者雇用を促進する考え方

- ・障がい者就労機会提供の取組
- ・ [Redacted]

(4) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえた取組みについての考え方

当協会は、障害者差別解消法に基づく合理的配慮、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえ、指定管理者として誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「ともに生きる社会かながわ」の実現に努めます。

【令和3年度実施予定】

合理的配慮の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物理的環境への配慮（再掲） ・ 意思疎通の配慮（再掲）
利用者への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発チラシを館内に掲示

(5) 神奈川県手話言語条例への対応

【令和3年度実施予定】

利用環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・

(6) 社会貢献活動等、CSR の考え方と実績

当協会は様々な公益目的事業により地域社会に貢献しています。VCの管理運営においては、施設の特性を活かし県内企業のCSR活動や学校教育等への協力を行います。さらには、行政の取組への協力を通して、幅広く神奈川の持続可能な発展に貢献します。

○学校教育への貢献

- ・ VCでの団体対応の野外ガイド、スライドトーク
- ・ 対象児童、生徒に応じたプログラムの提供
- ・ 学校に職員を派遣して授業の実施
- ・ 学校が主催する野外学習のアドバイス

○県・市町村の事業への協力、連携

(7) SDGs（持続可能な開発目標）への取組

当協会では、平成30年5月に、「(公財)神奈川県公園協会SDGs宣言」を行い、ビジターセンターの管理運営に関わりの深いものとして、次の取組を行っています。

○生物多様性の保全

○地球環境に配慮した公園管理の実践

・ [Redacted]

○学びの場としての公園

○地域との協働による公園管理

○協会運営における SDGs の取組

・ [Redacted]

(1) 事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況

■ 事故等があった場合の再発防止策構築状況

事故等があった場合は、次のとおり迅速、的確に対応し、再発防止の徹底を図ります。

- ・協会の「事故防止対策会議の実施要領」に基づき、各VCに「事故防止対策会議」を設置し、事故原因の究明、事故防止対策の検討を行い、本部に報告するとともにVCの全職員に周知します。
- ・重要な事故等については、協会の「事故対策委員会設置要領」に基づき、本部に「事故対策委員会」を設置し、事故等にかかる対応策、原因の究明、再発防止、職員に対する事故等の防止の啓発について協議し、協会役員、全ての所属長が出席する「事故・不祥事防止会議」において周知します。
- ・事故・不祥事等が発生した場合は「事故・不祥事等に関する報告書」により、速やかに県に報告します。

(2) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

■ 個人情報保護のための方針・体制

- ① 取らない (必要最小限以外の情報は取得しない。)
- ② 漏らさない (取得した情報は安全に管理する。)
- ③ 残さない (使用後は確実かつ速やかに廃棄する。)

の方針の下、個人情報に関する諸規程の整備や取扱責任者の設置、定期的な事故防止会議の開催などの体制を整備しており、個人情報保護の徹底を図っています。

■ 職員に対する教育・研修体制

新規職員研修や実務担当者研修において、上記の方針や規定等の周知を図ります。

また、所属長会議や事故・不祥事防止会議で機会を捉えて事件事例の研究や未然防止対策、事後対策を共有するなど、個人情報保護の徹底を図っています。

- ・「新規職員研修」、「実務担当者研修」(年1回)
- ・「所属長会議」、「事故・不祥事防止会議」(月1回程度)

■ 個人情報の取扱いの状況

○ 管理責任者の明確化

館長が業務に係る個人情報取扱責任者として、「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」に沿った個人情報の取扱いを行います。また、個人情報を取り扱う従事者を指定します。

○ 厳格な取扱いの徹底

- ・「指定管理者における個人情報等の情報管理に関するチェックリスト」に基づき適切に管理します。
- ・個人情報の取得にあたっては、利用目的や範囲を明確にした上で必要最小限の情報を取得します。
- ・イベント状況等の写真を撮影する際は、写る方の了解を得る又は個人が特定されないよう撮影する等の徹底を図ります。
- ・個人情報が記載された資料やデータは、金庫や鍵付きの書庫で厳重に管理するなど、漏えい防止に努めます。
- ・不要となった個人情報については、資料はシュレッダーにより廃棄、データは外部メディア等を物理的に破壊するなど、復元ができない状態にした上で廃棄します。

○ 万が一、個人情報の漏えいが発生した場合の対応

- ・速やかに、当協会全体の個人情報管理者である事務局長を通じ、関係機関、対象者に報告するとともに、二次漏えいの防止に努めます。また、速やかに再発防止策を講じます。

○ ソーシャルメディアの利用での対応

個人情報保護を図るため、協会の「ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」に基づき適切に取り扱います。

○ PCデータの取扱いに関するセキュリティ強化

- ・個人情報は主にパソコンデータにより管理していることから、適切なデータ管理を行うとともに、コンピュータウイルスへの感染や外部からの不正アクセス等によるデータ流出の防止に取り組んでいます。
- ・県主催の「サイバーセキュリティセミナー」等の受講、専門業者への相談により、最新のセキュリティ対策情報の収集に努めます。
- ・コンピュータウイルスへの感染や外部からの不正アクセス等に備えるため、被害拡大防止と速やかな復旧を図るための体制及び対応マニュアルを整備しています。
- ・第三者の専門機関によりパソコンデータを管理する情報システムの安全性についての確認を受けています。

○ 情報公開への対応

文書等の情報公開の申出があった場合は、「公益財団法人神奈川県公園協会情報公開規程」の定めにより、公開の申出に係る文書等に、特定の個人が識別され、もしくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することができないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれのあるものは、公開しません。